

阿賀町除雪管理システム導入業務委託
プロポーザル実施要領

阿賀町役場 建設課

1 趣旨

このプロポーザルは、阿賀町が実施する町道の除排雪業務（以下「除雪業務」という。）における除雪車両の稼働情報等の集計及び管理を行うシステム（以下「除雪管理システム」という。）の導入に関し、G N S S 端末（全球測位衛星システムを受信することのできる端末をいう。以下同じ。）の導入及び除雪管理システムの構築を行う事業者を選定するために実施するものとする。

2 業務内容

- (1) 事業名 除排雪対策費
- (2) 業務名 阿賀町除雪管理システム導入業務委託
- (3) 業務期間
 - (ア) 契約期間 本契約締結日から令和2年3月31日まで
 - (イ) G N S S 端末及び除雪管理システムの導入期限 令和元年11月20日
- (4) 業務概要
 - (ア) 除雪管理システム及びG N S S 端末（電源供給用の付属機器及び除雪車両へ固定させる付属部品等を含む。）の導入
 - (イ) 除雪路線、除雪受託者及び除雪車両の入力
 - (ウ) 操作説明会の開催（除雪受託者向け2回、発注者向け1回。）
 - (エ) 操作サポートの実施（除雪業務受発注者からの電話サポート）
 - (オ) 除雪管理システム及びG N S S 端末の保守
- (5) 事業費 9,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
（上記の額は、令和元年度の予定事業費の上限額であり、予定価格ではありません。）

3 プロポーザル参加資格要件等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当しない者であること。
- (2) 阿賀町からの指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 本件公告日から本件プロポーザルの参加受付期限までに、阿賀町建設コンサルタント等業務委託入札参加資格登録者名簿に「その他」として登録を認めた者（本件公告日現在において既に登録のある者を含む。）で、新潟県内に主たる営業所又は従たる営業所（契約等の事務委任をされている者であること。）を置く者であること。
- (4) 過去に、G N S S 端末と地図情報を関連させた車両（除雪車両その他のあらゆる車両をいう。）の運行情報を管理するシステムを導入した実績があること。
- (5) 社内に、本件システムの操作サポート体制が構築できる者であること。

4 参加資格の喪失

参加申込書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとします。

- (1) 提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続きの期間中に、「3 プロポーザル参加資格要件」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

5 プロポーザルの実施方針

このプロポーザルは、提案者の提出書類及びヒアリングにより審査（1次・2次）を実施し、提案者の技術力、実施体制及び提案内容を総合的に評価し、本業務の受託に係る契約締結交渉権者を決定するものとします。

6 選定スケジュール

事業者選定までのスケジュール（予定）は次のとおりです。

参加申込の受付期間	令和元年8月29日から令和元年9月12日正午まで
質問受付期間	令和元年8月29日から令和元年9月12日正午まで
最終質問回答日	令和元年9月13日
辞退届の提出期限	令和元年9月19日正午
企画提案書の提出期間	令和元年8月29日から令和元年9月19日正午まで
ヒアリング実施日	令和元年9月26日※
最優秀事業者の決定日	令和元年9月27日（予定）

※ヒアリングの詳細な日程は、9月19日以降、対象者に別に連絡します。

7 参加受付について

このプロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出してください。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ・ 参加申込書（様式第1号） 1部
 - ・ 実績等調書（様式第2号） 1部
 - ・ 実績等調書に記載するシステムの導入実績を証する書類（契約書等） 1部
 - ・ ISO27001又はPマークの取得状況を証する書類（該当の場合のみ） 1部
- (2) 提出期限 令和元年9月12日（水）正午まで（必着）
- (3) 提出方法 持参のみ。
- (4) 提出先 阿賀町役場 建設課 建設係

8 質問書の受付及び回答について

このプロポーザルに関し質問がある者は、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出書類 質問書（任意様式）
（質問の対象となる箇所を明記し、質問内容を具体的に記載してください。）
- (2) 提出期限 令和元年9月12日（水）正午まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又はファックス若しくはメール
- (4) 提出先 阿賀町役場 建設課 建設係
FAX：0254-92-5479
メール：douro5765@town.aga.lg.jp
- (5) 質問回答 質問に対する回答は、令和元年9月13日（木）の最終回答日までの間、適時、このプロポーザルへの参加申込者にメールにて一括で回答します。なお、回答にあたっては、質問者名は公表せず、意見表明等、本件の趣旨からかけ離れているものへの回答は行いません。

9 プロポーザルへの参加辞退について

参加申込の後に、このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出してください。

- (1) 提出書類 辞退届（任意様式）
（届出日及び辞退の理由を簡潔に記入してください。）
- (2) 提出期限 令和元年9月19日（木）正午まで（必着）
- (3) 提出方法 持参のみ。
- (4) 提出先 阿賀町役場 建設課 建設係

10 企画提案書作成要領

参加資格者は、次の要領で企画提案書を作成し、「6 選定スケジュール」に示す企画提案書の提出期間内に提出してください。

- (1) 仕様等
この業務は、別に定める「阿賀町除雪管理システム導入業務委託」に基づき実施するものとします。
- (2) 提案に求める課題（テーマ）
除雪管理システムの導入にあたっては、除雪業務の稼働情報を視覚的に確認することができ、かつ、その情報を安全に作業日報及び明細書等の様式へと反映させることができる仕組みの構築、また、今後の保守及びG N S S端末に係る経費が抑制又は平準化できるようなプランニングを必要としています。

(3) 提案課題

除雪管理システム及びGNSS端末の利用による効率的な除雪業務の稼働情報の集計及び管理を安全に実現し、かつ、将来費用の抑制又は平準化を目指す本業務の実施に関し、次の2点について、それぞれ提案してください。

- ・ 課題A 除雪管理システム及びGNSS端末に関する提案（安全性・操作性等）
- ・ 課題B 将来費用（システム保守・GNSS端末費用）に関する提案

(4) 提出書類

- ・ 企画提案書表紙（様式第3号）
- ・ 業務実施体制表（様式第4号）
- ・ 導入スケジュール（様式第5号）
- ・ 提案課題Aに対する提案（様式第6-1号）
- ・ 提案課題Bに対する提案（様式第6-2号）
- ・ 見積書（導入費用+初年度に必要な保守等の費用）（様式第7-1、7-2号）
- ・ 見積書（2年目以降に必要な保守等費用）（様式第7-3号）

(5) 提出期限 令和元年9月19日（木）正午まで（必着）

(6) 提出方法 持参のみ。

(7) 提出先 阿賀町役場 建設課 建設係

(8) 提出書類の作成について

様式第3号から様式第6-2号までを企画提案書とし、「(4) 提出書類」に記載する順に左上1箇所をホチキス止めし、6部を提出してください。ただし、うち1部については企画提案書表紙（様式第3号）に住所氏名等必要事項を記載し押印してください。

見積書（様式第7-1号、様式第7-2号及び様式第7-3号）は、原本1部のみを提出してください。

(9) 企画提案書作成上の留意点

- ・ 企画提案書は、除雪管理システムの運用に必要なGNSS端末及び除雪管理システムの概要並びに将来費用に対する考え方について提案を求めるものであり、詳細な機器の仕様や図面の提出を求めるものではありません。ただし、文章を補完するための「イラスト」や「画面イメージ」、「写真」等並びに「表」は使用してもよいものとします。
- ・ 企画提案書に使用する文字のフォントは、原則として大きさ10ポイント以上の明朝体又はゴシック体とし、文字色は3色までとします。強調は太字のみ使用を可とします。

(10) その他

- ・ GNSS端末導入予定車両台数一覧表を提示するので参考としてください。
- ・ 平成30年度の阿賀町冬期道路交通確保計画書（除雪計画書）及び雪寒指定路線一覧表並びに町道路線網図を提示するので参考としてください。

- ・ 提出された提案書等は、提出後の改編、削除等を行うことはできません。

11 プロポーザルの実施について

(1) 審査方法等

- ・ 別に掲載する審査表を使用し、申込者から提出された資料を基に、申込者毎にヒアリング形式で行います。
- ・ 説明用資料として、既に提出した資料の拡大版（A0サイズまで）を使用して差し支えないものとします。ただし、拡大版は、審査委員への配布は行いません。
- ・ ヒアリングには、GNSS端末のサンプルを使用して差し支えないものとします。

(2) 順位の決定方法

- ・ 審査委員5名が、審査表を用い加点方式で審査を行い、次式により各申込者の評価点（P）を決定します。

[$P = \text{各審査委員の評価点} / \text{審査委員数}$]

- ・ 評価点（P）が最も高い者を「最優秀提案者」とし、次点の者を「優秀提案者」とします。この場合において、最優秀提案者が複数となったときは、無記名の投票により順位付けを行い、得票数の多い者を「最優秀提案者」、次点の者を「優秀提案者」とします。

(3) 審査基準

- ・ 審査項目毎の評価は、各審査委員の主観によるものとします。
- ・ 「3. システム・端末に対する提案に関する評価」の「4）セキュリティ対策」において、ISO27001又はPマークの認証を取得している事業者には、当該事業者が評価された当該項目に対する評価点に一定点を加算します。

(4) 審査委員

- ・ 審査委員は、阿賀町建設工事等発注審査委員会が推薦する阿賀町職員1名、阿賀町建設課長及び建設課長補佐並びに阿賀町職員以外の有識者2名の計5名で構成します。

(5) 留意事項

- ・ ヒアリングへの出席者は、最大3名としてください。
- ・ サンプルとして使用するGNSS端末は、1台としてください。
- ・ 審査表における各項目の配点は公表しますが、各項目における評価基準毎の配点は公表しません。

12 失格となる基準

次に掲げる者は、失格とします。

- (1) 令和元年度の予定事業費を超過した提案（見積）を提出した者（様式第7-1号（見積書）に記載された金額に、当該金額の10%を加算した額が、令和元年度の予定事業

費を超過した提案をした者)

- (2) 選考の段階で提出書類の虚偽、又は不正及び違反が認められた提案者

13 契約締結交渉権者の決定等

- (1) 契約締結交渉権者の決定

「第11項 プロポーザルの実施について」に定める方法において、最優秀提案者となった者を契約締結交渉権者とし、優秀提案者となった者を次点の契約締結交渉権者とします。

- (2) 審査結果の通知及び公表

本プロポーザルの結果は、各提案者に、各提案者の評価点、順位を文書で通知するとともに、阿賀町ホームページにおいても、各提案者の名称及び当該提案者の評価点並びに順位を公表するものとします。なお、このプロポーザルの審査経過は、非開示とします。また、審査結果に対する異議申立ては、受け付けません。

14 契約に関する事項

- (1) 契約方法

前項「13 契約締結交渉権者の決定等」において契約締結交渉権者となった者から再度見積を徴し、契約締結交渉を行うものとし、この交渉において、契約締結の合意に至らなかった場合は、次点の契約締結交渉権者と契約締結交渉を行うものとします。

契約を締結するまでに、契約締結交渉権者が提出した企画提案書その他の提出書類に虚偽の記載、不正及び違反が認められた場合は、当該契約締結交渉を取り止め、次点の契約締結交渉権者と契約締結交渉を行うものとします。

- (2) 契約書

前号に定める契約方法により、契約締結交渉が成立したときは、阿賀町財務規則（平成17年阿賀町規則第42号）その他の関係例規に基づき契約書を取り交します。

- (3) 前号で締結した契約額については、原則として増額変更はしないものとします。ただし、G N S S 端末の導入数量が増となった場合は、この限りでないものとします。

15 留意事項

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案者は業務の遂行上知り得た情報は、第三者に漏らすことを厳に禁じます。
- (3) 担当者の連絡先を必ず明記してください。
- (4) 提出書類は、非公表とし、返却しないこととします。
- (5) 提出された企画提案書は、本件以外に使用しません。
- (6) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には応じません。
- (7) 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製することがあります。